

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職層や経験年数に応じて行う指名研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。

平成20年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職等

研修区分	受講者数(人)								
	研修名	知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他	合計	
指名研修	新採用職員	247	0	91	40	0(21)	0	378(21)	()は県警察学校での研修
	係員	572	3	89	141	46(27)	6	857(27)	()は管区警察学校での研修
	監督者	60	1	1	11	0(8)	1	74(8)	()は警察大学校での研修
	管理者	174	4	3	25	0(1)	4	210(1)	()は警察大学校での研修
	管理者特別研修	63	2	3	18	0	2	88	
	計	1,116	10	187	235	46(57)	13	1,607(57)	
個別選択研修	基礎能力・業務遂行能力開発	37	1	1	0	2(103)	0	41(103)	()は警察大学校、管区警察学校及び県警察学校での研修(研修区分 専科)
	政策形成能力開発	48	2	1	0	5	0	56	
	協働・対人能力開発	65	0	0	0	10	2	77	
	マネジメント能力養成	81	3	0	0	1	2	87	
	指導者養成	25	0	2	2	0	1	30	
	行政経営セミナー	124	3	4	1	9	5	146	
	中国語講座	10	0	0	0	0	0	10	
	計	390	9	8	3	27(103)	10	447(103)	
派遣研修	22	0	0	0	1	0	23		
合計	1,528	19	195	238	74(160)	23	2,077(160)	()は外数	

イ 教育職

研修区分	概要		受講者数(人)
	研修名		
基本研修	初任者研修	新任教員を対象として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるなどして、教員としての基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。	161
	経験者研修	教職経験5年の教員を対象にして、学習指導法など専門的な力量の向上を図る。	209
	経験者研修	教職経験10年の教員を対象にして、今までの教育活動を振り返り、自己の課題や適性等を再確認し、実践的指導力の向上を図る。	246

ウ 公安職

	研修区分	概要	受講者数(人)
	研修名		
採用時 教 養	初任科・初任補修科	新たに採用された警察官を対象に、職責の自覚と使命感を培い、地域警察活動に必要な基礎的知識・技能の習得及び体力・気力の錬成を図る。	332
任用科	県警察学校	警部、警部補、巡査部長に昇任又は昇任が予定されている警察官に対し、必要な知識・技能の補完を図る。また、各部門に新たに任用する警察官に対し、職責の自覚と専務員としての基礎的知識・技能の習得を図る。	122
	管区警察学校		169
	警察大学校		27
専 科	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識・技能の習得を図る。	862
	管区警察学校		72
	警察大学校		48

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員的能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要なる人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤又は臨時的任用職員 ・ 教育職、医療職（一）、技能労務職給料表の適用を受ける職員 ・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不適当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	平成20年8月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって業務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員的能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

イ 教育委員会（県立学校・市町村立学校）

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員の適正配置等、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての県立学校の教員及び市町村立学校の教職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月以内の期間を定めて任用される職員 ・ 非常勤の職員 ・ 指導主事に充てられた教員等
評定者等	評定者は、校長については教育長（市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長）とし、校長以外については当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として、平成20年9月1日を基準日として前1年間について評定しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置や研修等の基礎資料として活用しました。

ウ 警察本部

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 ・ 地方警務官 ・ 非常勤又は臨時的任用職員
評定者等	評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評定期間は、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施しました。
評定結果の活用	評定の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成20年度の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	県	4,910	4,858	98.9
特別健康診断	県	1,398	2,368	84.7
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	3,365	3,334	99.1
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	1,512	1,496	98.9
新規採用職員健康診断	県	100	100	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	県	466	419	89.9
婦人科健康診断（乳がん）	県	219	202	92.2
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,790	1,778	99.3
VDT作業従事職員健康診断	県	5,076	3,688	72.7

（注） 特別健康診断の受診者数は、年2回実施の延べ人数です。